

## 北海道の部活動の在り方に関する方針（平成31年1月-令和5年3月改定）策定の趣旨

### ○ 生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する

- ・ 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図る
- ・ 部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させる

### ○ 教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する

- ・ 教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築する。
- ・ 部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。



※釧路市教育委員会では、令和4年(2022年)12月にスポーツ庁及び文化庁が全面的に改訂した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考として、釧路市の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「市立学校に係る部活動の方針」(以下「本方針」という。)を策定することとした。

これを受け各校において、校長が学校の部活動の方針を一部改訂することとなり、本校でも「部活動に係る方針」を改めて策定し、これまで釧路市が特例となっていた活動時間及び休養日の取扱いを廃止し、公表することになりました。

## 1. 景雲中学校「部活動に係る活動方針」（抜粋）

- ① 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校教育の一環として行われる教育活動であり、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をjする場として、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- ② 各部活動は、顧問の指導方針のもと釧路市立景雲中学校「部活動心得」に従い、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、自己の学校生活を充実させる等、健全な心身養成のため教育の場とする。
- ③ 部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するよう取り組む。

## 2. 適切な休養日等の設定（抜粋）

### (1)休養日

- ・ **学期中は、週あたり2日の休養日（平日1日、土日1日、年間104日以上）を設定する。**

～週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日（休日）に振り替える。

### (2)活動時間

～実活動時間

- ・ **学期中の1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、休業日（長期休業中を含む）3時間程度とする。**

～大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

### (3)長期休業中

- ・ **長期休業中の休養日は学期中に準じるが、学校閉庁日を中心に前後の休日を含めて「オフシーズン」を設定する。**

## 保護者・地域の皆様へ

国や北海道、釧路市教育委員会の方針を受け、生徒の学校生活や家庭生活がバランスのとれたものとなるよう、また、学校教育目標”徳”・”体”の「礼節を重んじ、思いやりのある生徒」「健康な心身を持ち、たくましく生きる生徒」を目指し、方針を策定いたしました。趣旨をご理解いただき、保護者、地域の方々のご指導とご協力をお願いいたします。何かありましたら、[23-6191](tel:23-6191)（教頭）まで、ご相談ください。